

**子ども医療費受給者証
を送付します** ID462

4月1日から使用できる子ども医療費受給者証を3月下旬に送付します。対象の方が現在使用している受給者証は、4月1日以降使えなくなりますので、個人情報を読み取れないようにして破棄してください。

対現在、子ども医療費受給者証を持ち、4月から小学1年生または中学1年生になる方
問国保年金課 ☎32-1325

**稲沢市奨学金
返還支援補助金**

大学卒業後、市内中小企業などに就職する方で、稲沢市に定住し、奨学金の返還を行う方を支援する制度です。制度の利用には要件が揃った月の1日から3カ月以内に対象者として登録が必要です。

補助額 1年度当たり返還額の2分の1（上限12万円）

対象期間 最大36カ月

他要件や必要書類など詳しくは、ID3540を確認してください

問商工観光課
☎32-1332

**名古屋盲学校教育相談**

ID1548

視力が気になる子どもの教育相談を実施するほか、見え方が気になる一般の方の相談、鍼灸マッサージによる職業自立を目指す方の相談も行っています。

時月～金曜日、午前9時～午後4時30分

場県立名古屋盲学校（名古屋市千種区北千種一丁目）

申電話（☎052-711-0009）で県立名古屋盲学校へ

犬の登録と狂犬病の予防注射を受けましょう ID1018

犬の飼い主には、生後91日以上の子犬の登録と毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせる義務があり、違反者には20万円以下の罰金が科せられる場合があります。登録が済んでいる方には、3月下旬に「お知らせはがき」を送付しますので、予防注射を受けるときは、必ずはがきの問診票に記入の上、持参してください。

¥狂犬病予防注射…病院により異なる、狂犬病予防注射済票…550円、犬の登録…3,000円

他犬の所在地や飼い主が変わったときは、変更後の所在地の市区町村へ届け出が必要です

問環境保全課 ☎36-3710

**長寿犬飼育者表彰**

ID1009 申込書ダウンロード可

表彰基準 4月1日現在で次の全てを満たしていること

①同じ犬を大型犬は10年以上（平成27年3月31日以前から）、中小型犬は15年以上（平成22年3月31日以前から）飼育し、犬の登録と毎年の狂犬病予防注射を実施している②これまで一度も咬傷事故などを起こしていない③過去に同一犬でこの表彰を受けていない

申4月1日(火)～6月30日(月)に、申請書に記入の上、環境保全課（☎36-3710）へ ※用紙は市内の一部動物病院にもあります

公共下水道の供用開始**問**下水道課 ☎21-4199 ID169

供用開始区域 右図

<名鉄団地地区>

奥田町北内沖、奥田町南内沖、奥田町古知野の一部、奥田町三十番神の一部、奥田町切田の一部、奥田町東井之上、奥田町二ツ塚の一部、奥田町山ケ田の一部、奥田酒伊町の一部

<日下部松野町地区>

日下部松野町一丁目の一部、日下部松野町二丁目の一部、日下部町阿原口の一部、日下部町松野、日下部町普光地の一部

**供用開始日**

3月31日(月)

4月30日(水)

**4月から夜間照明施設が
利用できます** ID511

時4月1日(火)～10月31日(金)、午後7時～9時

対市民球場、福島野球場、浄化センター運動広場、奥田公園テニスコート ※祖父江の森テニスコート・多目的運動場は、年間を通して利用可

他施設の利用・申し込みには団体登録が必要です。スポーツ課で手続きしてください（奥田公園テニスコートは団体登録不要）

問スポーツ課 ☎34-6318

**春季全国火災予防運動(3月1日～7日)****問**消防本部予防課 ☎22-2114 ID3659

3月上旬はまだ寒さが残り、空気も乾燥し火災が発生しやすい季節です。皆さんの尊い生命や財産が火災で失われることのないよう、日頃から十分注意してください。

●令和6年の火災概要

出火件数 54件（うち、建物火災27件、車両火災1件、その他の火災26件）

出火原因は、放火の疑いが多いため、家の周りや敷地内には燃えやすいものを置かないようにしましょう。



▲防火ポスター 稲沢市長賞
さわだまのさん（大里東小6年）

**住宅防火
いのちを守る10のポイント**

●4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にしない・させない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・こんろを使うときは、火のそばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

●6つの対策

- ・ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ・住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・部屋を整理整頓し、寝具・衣類・カーテンは防災品を使用する
- ・消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ・特にお年寄りや体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保しておく
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問など、地域ぐるみで防火対策を行う